

令和5年度税制改正 (中小企業関連)

中小企業経営強化税制（延長）

概要

中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく**設備投資**について、**即時償却又は税額控除（10%（資本金3000万円超は7%））**のいずれかの適用を認める措置。

中小企業投資促進税制（延長）

概要

一定の**設備投資**を行った場合、**特別償却（30%）又は税額控除（7%。資本金3000万円以下の中小企業者等に限る。）**のいずれかの適用を認める措置。

生産性向上や賃上げに資する中小企業の 設備投資に関する固定資産税の特例（創設）

概要

雇用者全体の給与が1.5%以上増加することを従業員に表明し、市町村の認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、年平均5%以上の投資利益率が見込まれる投資計画の対象となる機械装置等を導入した場合に、**最大5年間、固定資産税を2/3軽減。**賃上げの表明を行わない場合は3年間1/2軽減。

お問い合わせ先

中小企業庁 事業環境部 財務課（03-3501-5803）

中小企業税制サポートセンター（03-6281-9821）

（平日9:30～12:00、13:00～17:00）

法人税率の軽減（延長）

概要

所得の800万円まで法人税の税率を15%に軽減。

（法人税法において19%に軽減、さらに租特法で15%に軽減）

中小企業技術基盤強化税制（拡充・延長）

概要

試験研究費の増加割合に応じて、控除率(12~17%)・控除上限(10%)を上乗せする措置を延長するとともに、売上高に占める試験研究費の割合に応じた控除上限の上乗せ(10%)する措置についても延長する。さらに、対象となるサービス開発の定義を拡大。売上が2%以上減少しているにも関わらず試験研究費を増加させる場合の控除上限の上乗せは廃止。

中小企業防災・減災投資促進税制（拡充・延長）

概要

認定を受けた事業継続力強化計画に基づき、自然災害に備える中小企業の防災・減災設備投資に特別償却（18%。令和7年4月1日以降取得は16%。）を認める措置。対象設備に耐震装置を追加。

地域未来投資促進税制（拡充・延長）

概要

地域活性化に貢献する先進的な事業について、建物・機械等を新設・増設した場合、特別償却又は税額控除を適用。

3億円以上の特に高い付加価値を創出し、地域の事業者との取引や新たな雇用の創出等を通じて、より一層地域経済に波及効果を及ぼす事業には、特別償却率・税額控除率を引き上げ。

対象資産	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

お問い合わせ先

《法人税率の軽減》 中小企業庁事業環境部財務課 (03-3501-5803)

《中小企業技術基盤強化税制》

中小企業庁経営支援部技術・経営革新課 (03-3501-1816)

《中小企業防災・減災投資促進税制》

中小企業庁事業環境部経営安定対策室 (03-3501-0459)

《地域未来投資促進税制》 地域経済産業グループ地域企業高度化推進課

地域未来投資促進室 (03-3501-1587)